



## 相談室便り

2007年1月号

明けましておめでとうございます。

昨年は厳冬、大雪。今年は暖冬。これも地球温暖化の影響なのでしょう。暦と一緒に変わっていく四季おりおりの風景がみられなくなるようなことがないよう、私たちもできることから、地球にやさしい生活を心がけたいですね。

これから冬本番。インフルエンザ、ノロウイルス、まだまだ油断しないで手洗い、うがいを忘れずに、元気にお過ごしください。

H18年10月から「健康保険法等の一部を改正する法律」により、高額療養費制度の自己負担限度額が下記に変更になりましたのでお知らせ致します。

(高額療養費制度とは：同1月の中で、保険扱いとなる診療費の自己負担が、一定額(自己負担限度額)を超えた時は、その超えた額が払い戻される制度です。実際の払い戻しには約3ヶ月かかります。)

### 自己負担限度額

- 1) 一般世帯(月収53万円以内) : 80,100円 + (医療費 267,000円) × 1%
- 2) 上位所得世帯(月収53万円以上) : 150,000円 + (医療費 500,000円) × 1%
- 3) 住民税非課税世帯 : 35,400円

### 4回目以降の軽減

高額療養費の該当回数が、12ヶ月のうちで4回以上になった時

- 1) 一般世帯 : 4回目から、44,400円
- 2) 上位所得世帯 : 4回目から 83,400円
- 3) 住民税非課税世帯 : 24,600円のまま

### 合算

同一世帯、同一月における自己負担額が21,000円以上の人が二人いる場合や、同一月に複数の医療機関にかかり、それぞれ21,000円以上かかった場合は合算できます。

その他に変更になった内容として

< 70歳以上の人 >

- ・ 一般:入院または世帯の1ヶ月の自己負担限度額が 44,400 円に。  
外来の限度額は 12,000 円のままです。
- ・ 現役並み所得者:医療費負担が2割から3割になりました。  
入院または世帯の1ヶ月の自己負担限度額は、  
 $80,0100 + (\text{医療費} - 267,000) \times 1\%$  です。
- ・ 低所得:変更ありません。

< 医療保険適用の療養病床に入院する70歳以上の人 >

食費・居住費が自己負担になります。

- ・ 食費:1食 460 円か 420 円のどちらか
- ・ 居住費:1日につき 320 円
- ・ 入院医療の必要性の高い人や、回復期リハビリテーション病棟に入院している人は、いままでと同様です。また、低所得者(住民税非課税)の人には負担の軽減がありません。

(70歳以上の方、確認してください)

70歳以上の方で、世帯の所得が低い場合、「老人医療の限度額適用・標準負担額減額認定証」または「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」を病院の受付に提示すれば、入院時の自己負担限度額および食費負担がすくなくなります。この認定証は、住所地市町村役場の老人保健または国保係に申請して認められた場合に交付されます。対象になっていても、申請しないと交付されません。

H14年10月からの老人保健、医療保険の改正時から上記のようになりましたが、入院されてくる患者様の中には、該当していると思われるのに手続きがお済みでない方もいらっしゃいます。住民税非課税の世帯の方は、一度、市町村役場にご相談、ご確認されることをお勧めします。

以上、医療保険等の改正についてご説明しました。

何か、わからない事、ご心配な事などありましたら、いつでもソーシャルワーカーにお声をかけて下さい。

北関東循環器病院 医療相談室 板坂